

補助金等のあり方に関する ガイドライン（案）

「よりよい補助金制度を目指して」

平成24年 月

茨木市 政策推進会議 行政経営政策推進部会
使用料、補助金等見直し検討部会

目 次

■ はじめに	1
1 補助金等とは	1
2 現状と課題	2
3 適正化の基本的視点	3
4 補助金等交付基準	5
5 既存補助金等の検証手順	7
6 提案公募型補助金制度の創設	9
7 市民等への説明責任等	11
8 事務手続きの整理	11

【参考資料】

- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（抄）
- ・ 13
- ・ 補助金等適正化検証シート
- ・ 14

はじめに

茨木市では、平成18年5月に「茨木市行財政改革指針」を策定し、“市民本位のスリムな行政経営への変革～経営の視点からの戦略プラン～”という基本理念のもと、積極的に行財政改革の推進に取り組んでいます。

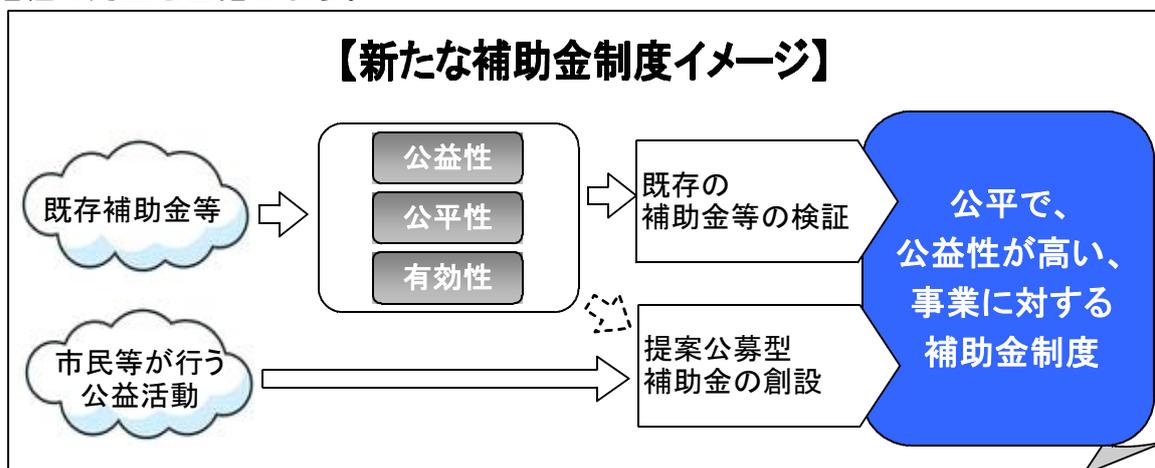
行財政改革指針では、健全で効率的・効果的な行財政運営を確立するために補助金等(補助金及び交付金)の適正化を掲げており、この適正化を全庁的に統一した基準で推進するために、このたび、本ガイドラインを策定するものです。

1 補助金等とは

補助金等とは、市民や民間の団体等が行う公益性が高い事業や活動を奨励又は育成するために、市から金銭的支援として交付する経費をいいます。

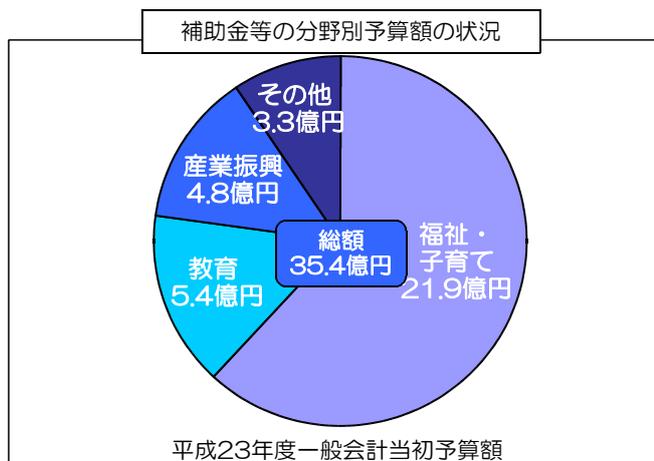
地方自治法においては、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」(第232条の2)とされており、その支出は、公益上の必要性が高い場合に限られています。また、補助金等の原資は、市民等から徴収された貴重な税金で賄われていることから、補助金等の交付にあたっては、公益性の高さだけでなく、公平性や有効性についても十分に考慮された制度とする必要があります。

こうしたことから、補助金制度の今後のあるべき姿として、「公平で、公益性が高い、事業に対する補助金制度」の構築を目指し、「公益性」「公平性」「有効性」の視点から既存の補助金等の検証を行うとともに、市民と行政との協働体制の構築に向けた「提案公募型補助金制度」を創設し、これからの時代にふさわしい新たな補助金制度を構築します。このことにより、活発な公益活動を行う団体の意欲をより一層刺激し、市民や民間の団体等による公益活動のさらなる活性化を図り、市民福祉の向上を目指します。



2 現状と課題

市が交付している補助金等の総額は、平成23年度当初予算では約35億4千万円で一般会計総額の約4.3%を占めています。その内訳は、福祉や子育て支援に関する補助金等が最も多く約21.9億円、次いで、教育に関する補助金等が5.4億円、産業振興に関する補助金等が4.8億円となっています。



これまで本市では、その時々¹の社会経済情勢に応じて、「公益上必要がある」との判断から補助金等を創設してきました。そして、補助金等創設後は、予算査定時、補助金担当課などにおいて、補助目的の達成度、費用対効果、補助額（率）、補助対象（交付先）などの検証を個別の補助金等ごとに行い、常に適正化を図るよう努めてきました。

しかし、継続的に特定の団体等に交付している補助金等においては、交付先である団体とのこれまでの経緯や、団体の事業活動に大きな影響を及ぼすことなどから、個別の対応では次の項目についての検証が不十分となっている場合があります。

(1) 公益性の検証

補助金等は、公益上必要がある場合に補助をすることができるものですが、例えば、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の中で、「公益目的事業」とは、「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号（※）に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう」と定められており、この規定が公益性の判断の参考になるものと考えられます。この公益性について、継続的に特定の団体に補助を行っている補助金等の一部では、さらなる公益性の検証が必要となっているものもあります。

※ 別添参考資料参照

(2) 公平性の検証

補助金等の原資は市民等からの貴重な税金であることから、補助金等の交付にあたっては、公平性の確保を図ることが求められています。しかし、継続的に特定の団体に補助を行っている補助金等の一部では、同様の活動を行っていても補

助を受けている団体と受けていない団体が存在する場合や補助額が異なる場合があります。さらなる公平性の検証が必要となっているものもあります。

(3) 有効性の検証

地方自治法では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されており、補助金等の執行にあたっては、補助額に見合う効果が認められることが必要です。しかし、継続的に特定の団体に補助を行っている補助金等の一部では、団体の事業活動というよりも団体存続のための運営費を補助しているものもあり、補助額に見合う効果が認められるかどうかについて、さらなる検証が必要となっているものもあります。

3 適正化の基本的視点

本市の行財政改革指針では、「補助金等については、その必要性を検討し、行政目的・行政効果の視点から最も効果的な執行を図る。また、団体補助金（運営費補助）については、各団体の自立促進を図るため、事業補助金への切り替えなども含めて検討する。」としています。

補助金等の適正化にあたっては、先述の現状と課題を踏まえ、次のような基本的視点に立ち、今後の補助金等のあり方について検討します。

適正化の基本的視点

公益性

- ・ 不特定多数の利益の実現を図るものか。
- ・ 採算性等により民間では実施されない事業か。

公平性

- ・ 同様の活動を行っている団体等であれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか。
- ・ 同種同規模の活動団体間で、補助額が公平か。

有効性

- ・ 補助金額に見合う効果があるか。
- ・ 委託や直接執行よりも補助金等執行が適切であるか。

(1) 公益性の考え方

公益性の判断にあたっては、積極的に不特定多数の利益の実現を図ることを基本とします。この判断の基準としては、広く市民全体に利益が及ぶものだけではなく、直接的には特定の個人・グループに対する利益であっても、間接的に市民全体に利益が及ぶ場合は、公益性が高いと判断します。また、不特定多数とは、必ずしも人数が多いことを要件とするのではなく、対象となる人数自体は少なくても公益性が高いものもあるため、個別の内容に応じて総合的に判断する必要があります。

また、上記の基準を満たす事業を民間等が独立採算で実施できる場合は、補助金等を交付する必要性はないことから、公益性の判断にあたっては、会費や寄附金、利用料などの自主財源だけでは実施できない事業であることが条件となります。ただし、本来、独立採算で実施できる事業であっても、市民等の負担を抑える必要性が非常に高い場合に限っては、補助金等を交付することも可能であると判断します。

(2) 公平性の考え方

公平性の判断にあたっては、交付先に対する公平性と補助額に対する公平性の2つを満たすことが必要です。

交付先に対する公平性とは、同じような規模で同じような活動を行っている団体等が複数ある場合は、どちらも同様に補助金等を受ける機会があることを言います。また、補助額に対する公平性とは、上記の場合、どちらも同じ額の補助額であることを言います。例えば、同じような規模で同じような活動を行う「A」「B」という団体があって、Aは補助を受けているがBは受けていない、あるいは、Aは100万円の補助を受けているがBは50万円の補助しか受けていない場合は、団体間において不公平が生じていると言えます。このようなことから、同種同規模の団体で同様の事業であれば、予算の範囲内で、同様に補助金等の交付を受けることができるように、補助対象（交付先）の要件や補助額算定の基準を明確にして、公平性を確保する必要があります。

(3) 有効性の考え方

有効性の判断にあたっては、補助金等の交付に対して補助金額に見合う効果が認められることが基本となります。この判断の基準としては、直接的な効果だけではなく間接的な効果についても考慮して判断する必要があります。例えば、啓

発を目的としたイベントに対する補助金については、来場者が少なかったとしても啓発効果が認められるのであれば有効性は高いと判断できます。逆に、来場者数の多い理由が補助目的とは異なる理由による場合は、有効性が高いとは言えない場合もありますので、個別の内容に応じて総合的に判断する必要があります。また、個別の補助金等の有効性だけでなく、補助金等を交付することにより、補助の目的である「施策」の推進にどれだけ貢献したのかという視点による検証も必要となります。

委託や市による直接執行よりも補助金等執行が適切であるかどうかについては、事業実施について、市（行政）と補助の交付先（民間）のどちらに主体性があるのかという視点で判断します。委託や市による直接執行では市（行政）が主体的に事業を行うものですが、補助金等では補助の交付先（民間）が主体的に事業を行うものであるため、民間と行政との適切な役割分担の観点から、個別の内容に応じて適切に判断する必要があります。

4 補助金等交付基準

補助金等の適正な執行を図るためには、全ての補助金等に共通する統一的な基準が必要であることから、補助金等適正化の基本的視点を踏まえ、補助額（率）や補助対象（交付先）などについて、次のような具体的な基準を設け、これに基づき適正な補助金等の執行に努めます。



(1) 補助額（率）

- ・ 補助額の算定基準を明確にします。
- ・ 市民や民間の団体等の主体的な活動の支援という観点から、原則として、補助率は補助対象経費の2分の1以内を基本とします。（なお、政策的な観点等により、市として特に推進すべき補助事業や市の業務の代替的な事業については、2分の1を超えることも可能とします。）

- ・ 国や大阪府の補助基準を超えて、市が単独で上乗せする補助は、原則として行わないこととします。（なお、政策的な観点等により、市として特に推進すべき補助事業については、市単独で上乗せすることも可能とします。）

(2) 補助対象（交付先）

- ・ 市民間・団体間の公平性を図るため、補助対象（交付先）の要件を明確にします。
- ・ 補助の目的を踏まえながら、特定の補助対象（交付先）に偏らないようにします。
- ・ 公募制を導入できるかどうか検証します。

(3) 補助対象経費等

- ・ 補助の対象とする経費は、原則として「事業の実施」に必要な経費のみとします。また、その経費の範囲を明確にするとともに、次の経費は対象外とします。
 - ① 「慶弔費」「交際費」「食糧費（会議の際のペットボトルのお茶など、事業活動に必要なものを除く。）」「親睦費」等、補助事業と直接関係しない経費
 - ② 補助事業に直接関係しない「視察・研修旅費」
 - ③ その他、社会通念上、公金を交付することが適当でない経費
- ・ 団体の管理的経費（事務所の賃借料、総会の開催費用など）に対する補助は、団体の自主性や自立性を阻害する場合もあるため、次に該当するものに限り、可能とします。

<条件1>

- ・ 設立当初で運営基盤が弱いため、一定の期間だけ支援する補助金等

<条件2>

- ・ 次の全ての項目に該当する事業を行う団体への補助金等
 - ① 市の事務の代替的な事業
 - ② 他にその活動を担う団体が存在しない事業
 - ③ 自主財源により自立することが困難な事業

(4) 業務委託による執行

- ・ 業務委託は、市の本来の事務、事業等を市に代わって受託団体等が実施し、その対価として、市が受託団体等に経費を支出するもので、事業実施の最終的な責任は市にあります。また、補助は、団体等が主体的に行う事業に対する支援であり、事業実施の最終的な責任は団体等にあります。市の本来の事業として認められる余地があれば、業務委託へ転換することも検討します。

(5) 見直し時期

- ・ 毎年度の予算査定等において、適宜、本ガイドラインに基づく見直しを行うとともに、定期的な適正化を図るため、3年ごとに、行政評価の一環として、全ての補助金等について廃止も視野に入れた見直しを行います。

(6) 別の団体への再補助

- ・ 市からの補助金等を別の団体等に再交付している補助金等は、補助金等執行の不透明化につながりやすいので、直接補助が可能かどうか検証します。なお、再補助は、実情に精通した団体を通じた補助であり、直接補助よりも効率的・効果的な場合もあるため、一律に直接補助に移行することが妥当とは言えません。しかし、再補助を行う場合は、効果的な事業が行われたのか、申請手続きが適切に行われているかどうかなど、十分、確認する必要があります。

(7) 市が事務局的功能を担っている団体

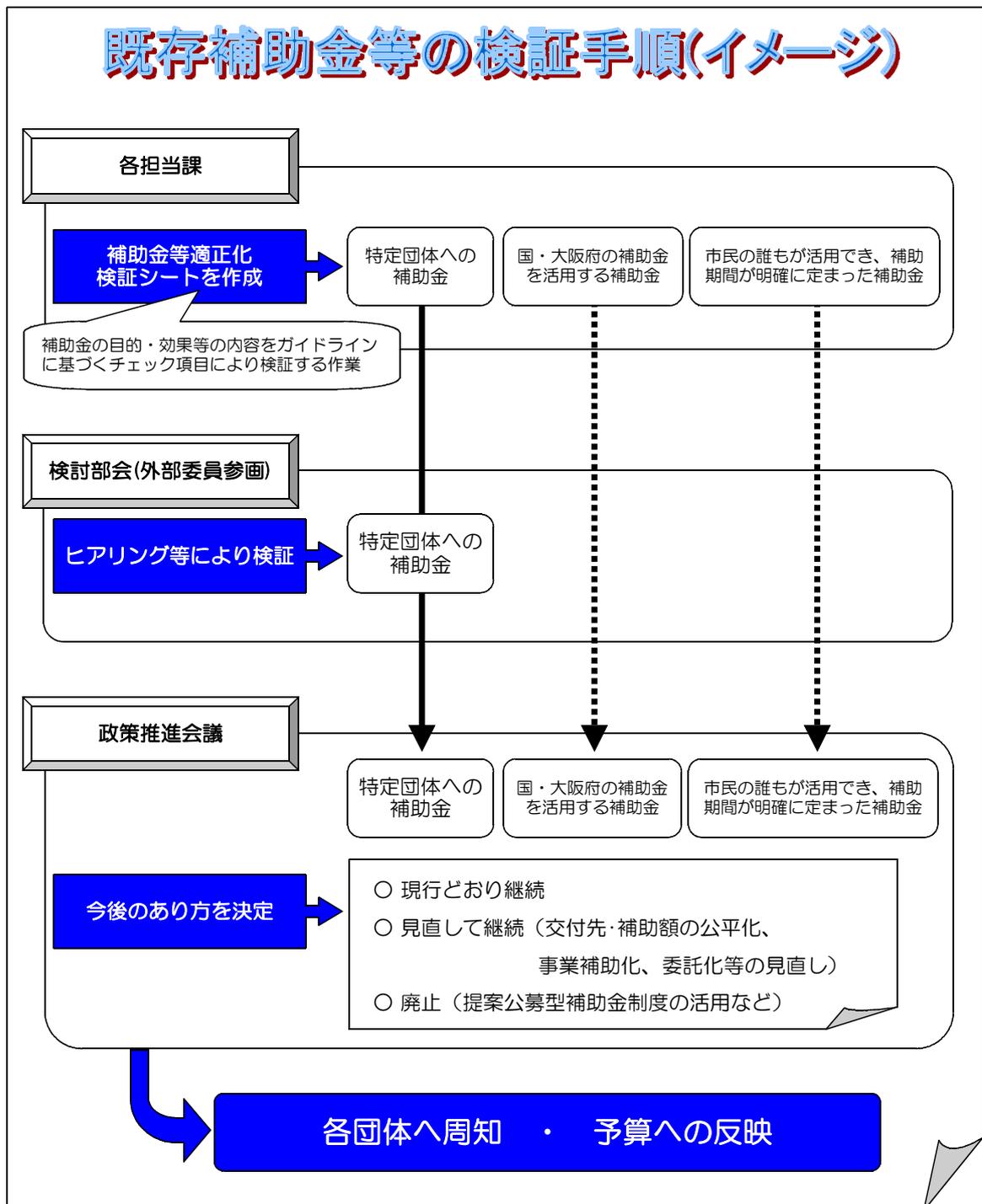
- ・ 市が任意団体の事務局的功能を担うことは、団体の自主性や自立性を阻害するとともに、民間と行政との役割分担が不明確となることから、適切な支援を行いながら、団体自らが事務局を担うことができるよう、補助団体の指導・育成に努めます。

5 既存補助金等の検証手順

- ① 各補助金等の担当課において、「補助金等適正化検証シート（※）」により「補助金等適正化の基本的視点」及び「補助金等交付基準」に基づく検証を行います。
※ 別添参考資料参照
- ② 「茨木市政策推進会議行政経営政策推進部会使用料、補助金等見直し検討部会」において、「補助金等適正化検証シート」や必要に応じて実施する担当課とのヒアリングにより各補助金等を検証し、今後のあり方の方向性を検討します。
- ③ ②を踏まえて、「茨木市政策推進会議」において、各補助金等の今後のあり方を決定します。
- ④ ③の決定を踏まえて、改正や廃止の補助金等に係る関係団体・市民等に周知・説明を行います。
- ⑤ 予算査定のうえ、翌年度予算に反映します。

なお、次に該当する補助金等については、②の手続は踏まずに、予算編成時において、適正化を図るものとします。

- ・ 国、大阪府の補助金等を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的であるもの（ただし、市が単独で上乘せ補助している補助金等を除く。）
- ・ 補助金等が持つ公益性・公平性の原則を考慮し、市民の誰もが活用できる、また、補助対象期間が明確に定まっているもの



6 提案公募型補助金制度の創設

(1) 目的

市民等による団体が自主的、自発的に行う公益的な事業に対して市が補助金を交付することにより、様々な地域課題の解決を図る公益活動を促進し、もって、「新しい公共（※）」の推進と市民等が主体となった地域社会の実現及び市民と行政との協働体制の構築を図ることを目的とします。

※ 「新しい公共」

行政により独占的に担われてきた「公共」を、これからは市民・市民活動団体・事業者などの多様な実施主体も「公共」を担い、様々なニーズに対応しようという考え方です。NPOの活躍などがその例の一端ですが、ここ数年、国においても活発な議論が行われています。

(2) 制度の種類（2種類）

① テーマ設定型

市の各担当課が自らの政策実現にかかわるテーマを提示し、市民等から具体的な企画案を募集し、その内容の評価・審査を行い、実施することが適当と認める事業について、市民等に補助金を交付します。

② 自由テーマ型

具体的なテーマは提示せず、市の総合計画等の推進に寄与するもので、市民等の自由な発想による企画案を募集し、その内容の評価・審査を行い、実施することが適当と認める事業について、市民等に補助金を交付します。

(3) 事業の要件

- ① 市内で実施する事業であること。
- ② 公益的ニーズを満たすことを目的として実施される事業であること。
- ③ 良質な市民サービスを提供できる事業であること。
- ④ 計画性を有し、実現可能な事業であること。 など。

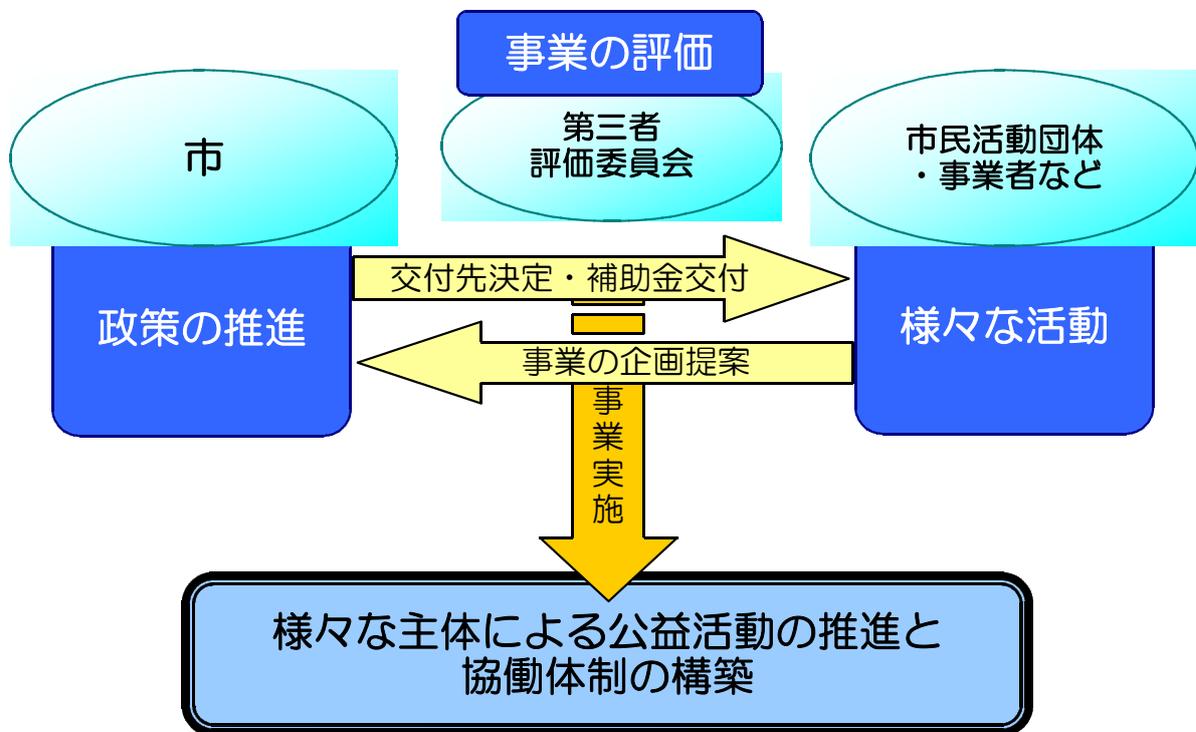
(4) 応募団体の資格

- ① 主たる活動拠点を市内に有し、構成員の数が5人以上の団体であること。
- ② 政治又は宗教的活動を目的としない団体であること。

- ③ 暴力団並びにその統制下にある団体又は暴力団の構成員の統制下にある団体でないこと。
- ④ 定款、規約、会則等による運営がなされ、かつ、予算・決算（新規団体等で決算年度に至っていない場合を除く。）を有する団体であること。

(5) 事業の選考方法

(仮称) 茨木市提案公募型補助金評価委員会に、提案事業の「公益性」「公平性」「有効性」、市民ニーズ、市の考えとの一致、協働性等について意見を求め、その意見を基に市長が決定することとします。



7 市民等への説明責任等

(1) 市民等への説明責任

補助金等制度の透明性や客観性を確保するためには、どのような補助金等があり、どのような団体に交付され、どのように使われたのか等について、市民等へ説明する必要があります。そのため、毎年度終了後、全ての補助金等について、補助金額・補助内容・補助団体名等を取りまとめ、ホームページ等を活用して市民等へ公表します。

(2) 新たな補助金制度の周知

既存補助金等の見直しや提案公募型補助金制度の創設などにより、誰もが活用することができる新たな補助金制度を構築しても、市民や団体に活用されなければ意味がありません。そのため、新たな補助制度について広く市民や団体等に対し、広報誌やホームページ等を活用して十分な周知を行うよう努めます。

また、補助金等の見直しを行うことは、現在補助金等を受けている団体の活動に大きな影響を及ぼすことから、補助金等の廃止を行うときは、一定の周知期間を設けることとし、団体等への周知・説明を十分に行い、混乱が生じないように配慮します。

8 事務手続きの整理

補助金等は、公金の支出であることから、現行においても、「補助申請」「交付決定」「事業実施」「実績報告」「補助金等の支出」等の一連の事務手続きについて、適正な事務執行に努めていますが、さらなる適正化に向けて、一連の事務手続きを全庁的に整理します。

また、申請者の負担を軽減するため、公金支出の適正管理について考慮しながら、申請事務等の簡素化についても配慮します。

【参考資料】

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) （略）

(4) 公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

別表

- (1) 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- (2) 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- (3) 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- (4) 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- (5) 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- (6) 公衆衛生の向上を目的とする事業
- (7) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- (8) 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- (9) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- (10) 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- (11) 事故又は災害の防止を目的とする事業
- (12) 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- (13) 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- (14) 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- (15) 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- (16) 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- (17) 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- (18) 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- (19) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (20) 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- (21) 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- (22) 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- (23) 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

補助金等適正化検証シート

1 補助金等の概要

補助金等名称			
交付先の分類	○ 不特定の個人・団体 ○ 特定種類の団体 ○ 公募（一定団体を選考）		
交付の相手先		平成23年度 交付決定数	
交付の要件			
補助目的、 補助内容			
担当部課名		補助開始年度	
総合計画 施策体系	章		
	細節		
	施策		
根拠規定等			
予算事業名			
平成23年度 補助金額	全 体	1 交付先	
	円	円（ 円～ 円）	
補助割合	/	運営費への補助	○ 有 ○ 無
補助金等の負担率	市	府	国
他団体への支出	○ 有 ○ 無	交付先	

2 補助金等適正化の基本的視点に基づく検証

基本的視点		説 明	
1	公益性 ・ 不特定多数の利益の実現を図るものか。 ・ 採算性等により民間事業者では実施されない事業か。	<input type="radio"/> 非常にある <input type="radio"/> ややある <input type="radio"/> やや低い	
2	公平性 ・ 同様の活動を行っている団体等であれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか。 ・ 同種同規模の活動団体間で、補助額が公平か。	<input type="radio"/> 非常にある <input type="radio"/> ややある <input type="radio"/> やや低い	
3	有効性 ・ 補助金額に見合う効果があるか。 ・ 委託や直接執行よりも補助金等執行が適切であるか。	<input type="radio"/> 非常にある <input type="radio"/> ややある <input type="radio"/> やや低い	

3 補助金等交付基準に基づく検証

基本的視点		理由と今後の対応（「いいえ」の場合のみ）
1	補助額の算定基準が明確である ○ はい ○ いいえ →	
2	補助率は1/2以内である ○ はい ○ いいえ →	
3	国・大阪府の補助制度の場合、上乗せ補助はしていない ○ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
4	交付先の要件は明確であるとともに、補助対象は偏っていない ○ はい ○ いいえ →	
5	公募制を導入している ○ はい ○ いいえ →	
6	団体の運営費に対して補助をしていない ○ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
7	補助事業に直接関係しない視察・研修旅費等を補助対象経費としていない ○ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
8	委託や直接執行等ではなく補助金としての支出が適している ○ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
9	補助団体から別の団体へ再補助していない ○ はい ○ いいえ → ○ 対象外	
10	団体の事務局は団体自らが行っている ○ はい ○ いいえ → ○ 対象外	

4 今後の方向性

1	補助金等の今後の方向性	○ ①現行どおり継続	→	見直し内容	
		○ ②見直して継続		<input type="checkbox"/> 補助額（率） <input type="checkbox"/> 補助対象（交付先） <input type="checkbox"/> 補助対象経費 <input type="checkbox"/> 委託等への移行 <input type="checkbox"/> その他	
		○ ③廃止（提案公募型補助制度の活用など）		説明（②・③の場合のみ）	
2	次回の見直し年度	平成 27 年度			

5 補助金等見直し検討部会の検証

--